

転入・転居された方のお手続き



ようこそ座間市へ

全国のコンビニエンスストア等で証明書が取得できます！

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することができます。市役所が閉庁している夜間や休日でも取得ができるうえ、市役所窓口で取得するよりも50円お安くなっていますので、マイナンバーカードをまだお持ちでない方もこの機会に作成していただき、ぜひご利用ください。

取得ができる証明書（最新の状態のものに限ります。）

- 住民票の写し — 1通につき250円
- 印鑑登録証明書 — 1通につき250円
- 戸籍証明書（本籍地が座間市の方に限ります。）
 - 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） — 1通につき400円
 - 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） — 1通につき400円
 - 戸籍の附票の写し — 1通につき250円

取得ができる時間と店舗

6時30分～23時00分 土・日・祝日も取得ができます。（12月29日～1月3日及びメンテナンス日を除く）

対応店舗 マルチコピー機が設置された全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオン（本州及び四国の店舗のみ）

問い合わせ先：戸籍住民課

項目	手続き	備考	該当	担当課	窓口	土曜開庁			
住基カード・印鑑登録・マイナンバーカード	住民基本台帳カード 住所変更 継続利用	お持ちの方は必ず期限までにお手続きをしてください。(市内転居の場合はなるべく速やかに。) 代理人申請の場合は即日でお手続きができません。	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課 ☎046-252-8083	1階	○			
	在留カード 特別永住者証明書 住所変更		<input type="checkbox"/>						
	印鑑登録 登録申請	写真付の本人確認書類が無い方や代理人申請の場合は即日登録ができません。 市内転居の場合で登録済の方は新たな手続きは不要です。	<input type="checkbox"/>						
	マイナンバーカード (個人番号カード) 住所変更 継続利用	住所変更 継続利用	お持ちの方は必ず期限までにお手続きをしてください。(市内転居の場合はなるべく速やかに。) 代理人申請の場合は即日でお手続きができません。	<input type="checkbox"/>	デジタル推進課 (マイナンバー係) ☎046-252-8006				
電子証明書の 発行・更新		届出後は署名用電子証明書が失効します。必要に応じて再発行の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>						
保険・年金・健康	国民健康保険	資格取得	<input type="checkbox"/>	保険年金課 ☎046-252-7003(国保) ☎046-252-7213(後期) ☎046-252-7035(年金)	1階	○			
		特定健診の申込	国民健康保険に加入中の40歳から74歳までの方で希望される方。				<input type="checkbox"/>		
	後期高齢者医療制度	資格取得 住所変更	<input type="checkbox"/>			×			
	国民年金	住所変更	年金を受給されている方または海外から転入された方は必ず手続きをしてください。				<input type="checkbox"/>		
	介護保険	資格取得 住所変更	65歳以上の方または介護認定を受けている方は必ず手続きをしてください。			<input type="checkbox"/>	介護保険課 ☎046-252-7538	1階	×
	各種検診		必要な方はご案内します。			<input type="checkbox"/>	健康医療課 ☎046-252-7995	2階	×

※ 土曜開庁日の届け出は内容によってお手続きができない場合があります。

手続きの期限があります。ご注意ください！

▶ マイナンバーカード（個人番号カード）及び住民基本台帳カードの継続利用手続きについて

前住所地から引き続きマイナンバーカード及び住民基本台帳カード(以下、マイナンバーカード等といいます。)を利用するには手続きが必要になります。座間市への転入届出は前住所地の転出予定日の30日以内または座間市の転入日から14日以内のいずれか早い日までに届け出てください。

また、転入届出の際にマイナンバーカード等の継続利用手続きがお済みでない方は転入届出日から**90日以内**に継続利用手続きを行ってください。同一世帯の方以外の代理人の方による手続きの場合は、本人のマイナンバーカード等の暗証番号の照会が必要なため即日での手続きができませんのでお早めに手続きをしてください。

期日を過ぎてしまうとマイナンバーカード等が失効します。失効したカードは廃止・回収となりますのでご注意ください。(再発行は有料となります。)

項目	手続き	備考	該当	担当課 (電話番号)	窓口	土曜 開庁	
子ども	妊娠中の方	妊産婦健康診査費用補助券の交換等	必ず手続きをしてください。(市内転居を除く。)	<input type="checkbox"/>	ネウボラざまりん ☎046-252-7776	2階	×
	未就学児がいる世帯の方	子どもの予防接種の案内	必ず手続きをしてください。(市内転居を除く。)	<input type="checkbox"/>			
		乳幼児健康診査等の案内		<input type="checkbox"/>			
	児童手当	認定請求 住所変更等	前住所地の転出(予定)日の翌日から 15日以内 に申請が必要です。期日を越えると該当月分の支払いが出来ない可能性があります。	<input type="checkbox"/>	子育て支援課 ☎046-252-7201		△認定請求は不可。
	小児医療費助成	医療証の交付 住所変更	満18歳に達する最初の3月31日までの方が対象です。	<input type="checkbox"/>			
	児童扶養手当	認定請求 ※受付時間 午前：8時30分～11時 午後：1時～4時	お手続きを 忘れずに! 	<input type="checkbox"/>			
	ひとり親家庭等医療費助成	住所変更等		<input type="checkbox"/>			
	特別児童扶養手当			<input type="checkbox"/>			
	保育所・幼稚園	入所の申込 各種手続	継続通園や保育所への申込みは手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	保育・幼稚園課 ☎046-252-7202		○
	小・中学校の児童生徒がいる世帯の方	転校手続 学区等相談	私立小・中学校に通っている方及び海外からの一時帰国の方も手続が必要です。小学校給食に係る手続が必要です。	<input type="checkbox"/>	就学支援課 ☎046-252-8739 ☎046-252-8749		5階
福祉	障害者手帳等	住所変更	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/>	障がい福祉課 ☎046-252-7978	1階	×
	自立支援医療受給者証	住所変更		<input type="checkbox"/>			
	障害者医療費・精神障害者通院医療費助成	受診証の交付 住所変更		<input type="checkbox"/>			
	生活保護	住所変更 相談		<input type="checkbox"/>	生活支援課 ☎046-252-7125		×

◆ 各種証明書の発行や市税・手数料などの収納（お支払い）はお近くの出張所をぜひご利用ください。 ◆

出張所	電話番号	所在地
東出張所	☎046-259-1610	座間市ひばりが丘1丁目49番1号 ひばりが丘コミュニティセンター内
西出張所	☎046-259-1620	座間市入谷西2丁目53番34号 座間市公民館内
南出張所	☎046-259-1630	座間市東原4丁目13番13号 東原コミュニティセンター内
北出張所	☎046-259-1640	座間市相模が丘3丁目38番1号 相模が丘コミュニティセンター内

※住所異動やマイナンバーカード等の諸手続きは出張所でお取扱いできません。

項目		手続き	備考	該当	担当課	窓口 番号	土曜 開庁
税	原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車を 所有している方	標識交付証明書の 住所変更	【転入時に必要なもの】①ナンバープレート②標識交付証明書③本人確認書類※廃車手続済の場合は廃車申告受付書と本人確認書類【転居時に必要なもの】①標識交付証明書②本人確認書類	<input type="checkbox"/>	市民税課 ☎046-252-8004	2階	×
	軽二輪車 (126cc～250cc)を 所有している方	軽自動車届出済証 の住所変更	詳細は管轄の運輸局(右記) にお問い合わせください。 ※座間市に再転入された方は 担当課で登録内容の確認が 必要です。	<input type="checkbox"/>	相模自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2037		
	二輪の小型自動車 (251cc超)又は 普通自動車を 所有している方	自動車検査証の 住所変更		<input type="checkbox"/>			
	三輪・四輪の 軽自動車を 所有している方			<input type="checkbox"/>			
	市内に固定資産 (土地・家屋等)を 所有している方	住所変更	転入前から座間市に土地・家屋等の固定資産を所有されている方は手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	固定資産税課 ☎046-252-8043	2階	×
その他	水道・下水道の使用 を開始する方	使用開始	水道料金お客様センターへ ご連絡ください。	<input type="checkbox"/>	水道料金お客様 センター ☎046-266-5520 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 8 時 (年末年始を除く)	—	○
	犬を飼っている方	登録事項変更		<input type="checkbox"/>	健康医療課 ☎046-252-8236	2階	×
	スポーツ施設予約シ ステムに登録する方	利用者登録		<input type="checkbox"/>	スポーツ課 ☎046-252-8162	5階	×
	広報ざまの戸別配布	申込 住所変更		<input type="checkbox"/>	秘書広報課 ☎046-252-8684	3階	×
	粗大ごみ	回収の申込・相談	申込は座間市公式 LINE アカ ウントから又は粗大ごみ等お 客様ダイヤルへ ☎046-252-7560	<input type="checkbox"/>	リユース推進課 ☎046-252-7659	4階	×

◆ その他のお問い合わせなど

項目	内容	問い合わせ先	窓口 番号
新年度の市民税・ 県民税について	市民税・県民税は、その年の1月1日に住民登録のある市区町村で課税されます。このため、年の途中に座間市に転入された方は今年の1月1日にお住まいだった住所地の市区町村に納税していただくことになります。 その場合は、課税証明書なども1月1日に住民登録をしていた市区町村での発行となりますのでご注意ください。	市民税課 ☎046-252-8833	2階
ごみを出す場所 について	座間市では、集積所に出されたごみを収集しています。 また、集積所は利用される皆さまで管理しています。 集積所の利用にあたっては、お引越しのあいさつ等の際に、ご近所の方々にご利用されている集積所をご確認いただき、集積所の利用について、ご理解を得てください。	クリーンセンター ☎046-252-8724	—
自治会に関すること	いざというとき、お互いに助け合える関係を構築していくためには、地域内で「顔の見える関係」を作り、住民同士の絆を深めておくことが何よりも重要です。 ぜひ自治会に加入しましょう。	座間市自治会総連合会 ざまコミュニティプラザ (ふれあい会館)2階 ☎046-252-8751	—